

山口県環境基本計画

(「生物多様性やまぐち戦略」部分) (素案)

(全文)

令和6(2024)年3月

山口県

目次

現状と課題	3
生物多様性やまぐち戦略の目標	6
施策展開の方向	6
1 多様な生態系の保全と健全性の回復	7
(1) 保護地域における保全	7
(2) 「自然共生サイト」の取組の推進	7
(3) 希少野生動植物の保護	8
(4) 外来種対策の推進	8
(5) 気候変動対策の推進	9
(6) 開発事業等における配慮	9
(7) 身近な緑の保全・創出	10
(8) 水質（清流）の保全	11
2 自然資源の持続可能な利用と地域の活性化	11
(1) 自然を活用した地域づくりの推進	11
(2) 野生鳥獣の保護・管理	12
(3) 環境に配慮した農林水産業の促進	12
(4) 豊かな森林づくりの推進	13
(5) 里山・里海の保全・再生	13
3 多様な主体による理解促進と行動変容の実践	14
(1) 生物多様性の理解促進	14
(2) 自然と人とのふれあいの確保	14
(3) 生活・消費活動における行動変容の実践	15
環境指標	16

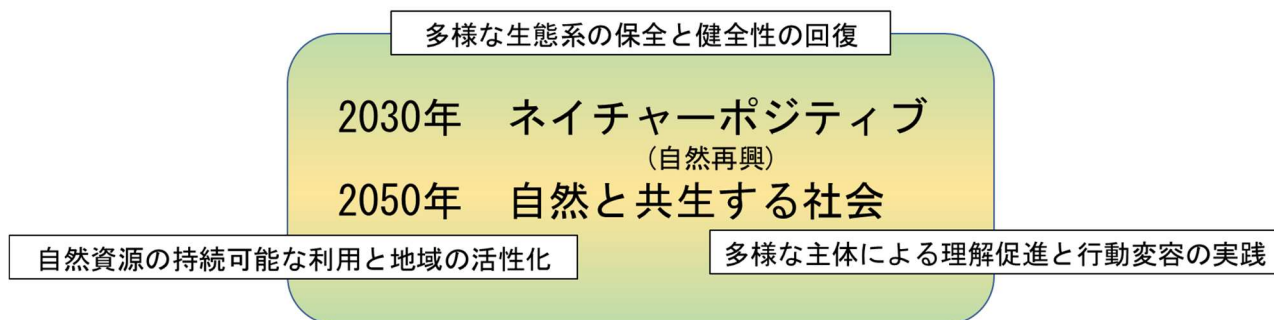
第3節 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

世界では、2022（令和4）年12月に新たな生物多様性に関する世界目標である、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現、2050（令和32）年までに「自然と共生する社会」の実現を目指し、30by30目標⁶²などが設定されました。

国においても、2023（令和5）年3月に、生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略」を改定し、30by30目標の達成に向け、「自然共生サイト⁶³」の認定等の取組が進められています。

このような情勢を踏まえ、本県において、生物多様性が豊かに維持され、その恵沢を私たちや将来世代があまねく享受できるよう、「多様な生態系の保全と健全性の回復」、「自然資源の持続可能な利用と地域の活性化」、「多様な主体による理解促進と行動変容の実践」を柱とした取組を総合的に進めます。

なお、この第3節は、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略として位置付け、「生物多様性やまぐち戦略」とします。



生物多様性を保全する3つの柱

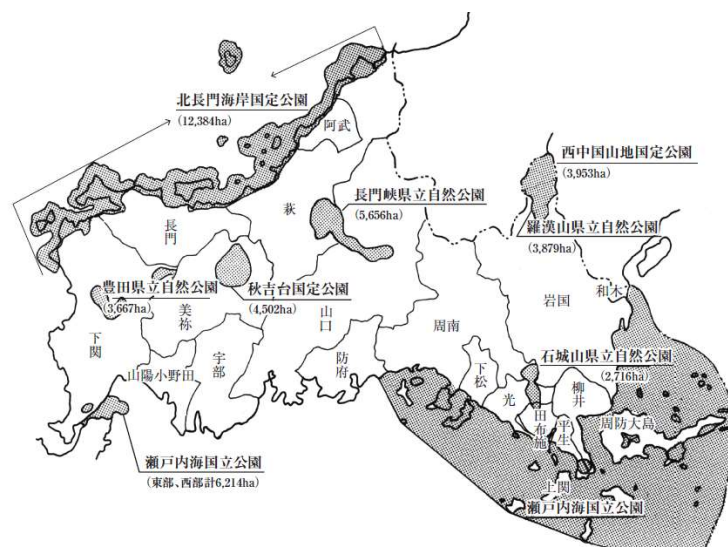
⁶² **30by30目標**：2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全しようとする目標です。

⁶³ **自然共生サイト**：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域として、国が認定する区域のことで、既存の保護地域との重複を除いた区域が、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECD）として国際データベースに登録されます。

<現状と課題>

- 本県の豊かな自然環境を保全し、県内に生息・生育する野生動植物の保護等を図るため、8か所の自然公園⁶⁴、10か所の緑地環境保全地域、33か所の自然記念物、82か所の鳥獣保護区⁶⁵等の指定を行っており、法令や制度等に基づく陸域の保護地域⁶⁶の割合は14.2%となっています。
- 生物多様性国家戦略において重要な目標である30by30の達成のためには、こうした法令等による保護に加え、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として登録を進めていくことが必要です。

なお、海域については、県単位での保護地域の面積の算出が困難であり、現在、国においてOECD⁶⁷に該当する地域の検討等が行われています。



本県の自然公園位置図

- 県内の自然公園には、県内最高峰を誇る寂地山や日本最大級のカルスト台地⁶⁸である秋吉台、穏やかな多島海美の瀬戸内海と荒々しい浸食海岸美の日本海など全国に誇れる

⁶⁴ **自然公園**：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に自然公園法に基づき指定されています。国立、国定、県立の3種類があります。

⁶⁵ **鳥獣保護区**：鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護を図るため設置され、狩猟による鳥獣の捕獲が禁止される区域のことです。鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる地域は、特別保護地区として指定し、木竹の伐採、工作物の設置など、鳥獣の繁殖に影響を及ぼすおそれがある行為を行うには、知事の許可が必要となります。

⁶⁶ **保護地域**：陸域の対象区域は、自然公園や自然海浜保全地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、都道府県が条例で定めるその他保護地域となっています。

⁶⁷ **OECD**：自然公園等の保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域のことをいいます。

⁶⁸ **カルスト台地**：地表の石灰岩が削剝から免れて台地上に残されたもので、カルストとは石灰岩の溶食による地形を示す用語です。

景勝地、フィールドが存在しますが、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、県内自然公園の利用者は減少傾向にあります。

- このため、自然公園内のビジターセンター⁶⁹などで自然観察会を開催するとともに、自然公園内施設等の計画的な維持管理を行い、多くの県民が快適に自然とふれあえる機会を提供することが必要です。
- また、自然公園を代表する県内の貴重な自然資源を活用した山口ならではのアウトドアツーリズム⁷⁰の推進など、豊かな自然を活かした地域の活性化の取組を強化することが必要です。



秋吉台の風景

- 本県は、中央部を中国山地が走り、三方を変化に富んだ海に開けており、多彩で豊かな自然環境に恵まれ、その環境の中で希少な野生動植物が生育・生息しています。こうした希少野生動植物の保護を図るため、「レッドデータブックやまぐち」を活用した普及啓発や、「山口県希少野生動植物種保護条例」に基づく指定希少野生動植物種の指定による捕獲の規制等により保護に取り組んでいます。
- 今後は、専門家の意見を踏まえながら新たな指定を進めるとともに、希少野生動植物種保護支援員等による生息・生育環境の保全活動を充実させていくことが必要です。
- 本県に生息する野生動植物の中には、海外などから持ち込まれた外来種が数多く存在し、19種類の特特定外来生物の県内への定着が認められています。こうした外来生物対策としては、「山口県外来種リスト」を活用した普及啓発に取り組むとともに、ノートリアやブラックバスなど県内に定着し、生態系や農林水産業に被害を及ぼしている特

⁶⁹ **ビジターセンター**：自然公園法に基づく施設で、主としてその自然公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うために設けられるものです。

⁷⁰ **山口ならではのアウトドアツーリズム**：本県の強みである「自然」を活かし、「アウトドア」に着目したツーリズムのことをいいます。

定外来生物は、市町や事業者、県民等とともに防除に取り組んでいます。

- 今後は、改正された外来生物法⁷¹（2023（令和 5）年 4 月施行）に基づき、国、市町、事業者等と連携・協働しながら新たな特定外来生物の侵入防止と定着種の防除に取り組んでいくことが必要です。
- 野生鳥獣は、生態系の維持に重要な役割を担っていますが、一方で農林業や生活環境への被害、生態系への影響等が深刻な状況となっています。このため、2022（令和 4）年 3 月に策定した「第 13 次鳥獣保護管理事業計画」や「第二種特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ）管理計画」、各市町が策定している被害防止計画に基づき、市町や猟友会等と連携し、捕獲の強化や担い手の確保・育成等に取り組んでいます。
- その結果、農林業被害は減少傾向にありますが、依然として高水準であり、ニホンジカの生息数は増加するとともにニホンザルやイノシシなどによる人身被害が発生しており、野生鳥獣の管理対策の強化が必要です。
- また、野生鳥獣で鳥インフルエンザや豚熱といった感染症が発生しており、監視や防疫に取り組むことが必要です。
- 自然保護活動に取り組む団体・個人で設立された「やまぐち自然共生ネットワーク」や、河川流域の関係者で豊かな流域づくりに取り組む「^{ふしの}榎野川河口域・干潟自然再生協議会」など、様々な主体により特色のある自主的な自然保護活動が県内で展開されており、こうした取組の輪をさらに拡大していく必要があります。
- 生物多様性に配慮した社会経済の転換を図るためには、事業者や県民一人一人の生活・事業活動などの行動変容が必要であり、そのためには、社会全体での生物多様性の重要性に対する理解促進が必要です。県民の生物多様性に対する認知度は、2012（平成 24）年度においては、28.6%でしたが、2023(令和 5)年度には、57.1%と大幅に向上してはいるものの、近年、50%台で横ばい状態が続いており、生物多様性の重要性の理解促進に向けたさらなる取組が必要です。

⁷¹ **外来生物法**：特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定された生物の飼養、栽培等を規制し、防除等を行うことを定めた法律です。

<生物多様性やまぐち戦略の目標>

「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性やまぐち戦略」の目標を次のとおりとし、具体的な施策を展開します。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 目標 1 | 『多様な生態系を保全し、健全性の回復に努めます』 |
| 目標 2 | 『自然資源の持続可能な利用と地域の活性化を図ります』 |
| 目標 3 | 『多様な主体による生物多様性への理解促進と行動変容を促進します』 |

<施策展開の方向>

1 多様な生態系の保全と健全性の回復
(1) 保護地域における保全
(2) 「自然共生サイト」の取組の推進
(3) 希少野生動植物の保護
(4) 外来種対策の推進
(5) 気候変動対策の推進
(6) 開発事業等における配慮
(7) 身近な緑の保全・創出
(8) 水質（清流）の保全
2 自然資源の持続可能な利用と地域の活性化
(1) 自然を活用した地域づくりの推進
(2) 野生鳥獣の保護・管理
(3) 環境に配慮した農林水産業の促進
(4) 豊かな森林づくりの推進
(5) 里山・里海の保全・再生
3 多様な主体による理解促進と行動変容の実践
(1) 生物多様性の理解促進
(2) 自然と人とのふれあいの確保
(3) 生活・消費活動における行動変容の実践

1 多様な生態系の保全と健全性の回復

(1) 保護地域における保全

- 自然公園や緑地環境保全地域等においては、関係法令等による開発行為や動植物の捕獲・採取等の規制をするとともに、関係団体等と連携・協働しながら健全な自然環境の保全に努めます。
- 自然公園管理員等による巡視や公園の適切な利用方法の指導を行うなど、優れた自然環境や野生動植物の重要な生息・生育地の保全に努めます。
- 国定公園や県立自然公園等を適切に保全管理するため、自然環境や社会環境の変化に応じて、公園区域の再編成や拡張、地種区分の見直しを検討します。
- 日本最大級のカルスト台地を有する秋吉台国定公園においては、カルスト特有の自然景観や多様な生態系が形成されており、学術的価値も高いことから、これを維持・保全するため、秋吉台学術専門家委員会を設置し、関係機関・団体等と連携・協働して、その保全活動を推進するとともに、秋吉台の自然環境を維持するための「山焼き⁷²」の運営等を支援します。
- 鳥獣保護区特別保護地区等の指定により、狩猟等を規制するとともに、鳥獣保護管理員による巡視等を行うことで、多様な野生鳥獣の保護及びその生息環境の保全を図ります。
- 学術上貴重な動植物及び地質・鉱物、そしてそれらに富む区域は、国や県、市町において「天然記念物⁷³」として指定し保護を図ります。なお、指定後は、開発工事等の現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為を規制し、これら行為の許可条件として天然記念物に影響の少ない工法の採用を求めます。

(2) 「自然共生サイト」の取組の推進

- 30by30 目標の達成に向け、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域については、「自然共生サイト」への登録を促進します。
- 県民、企業、団体等の連携・協力の斡旋、必要な情報の提供や助言を行う拠点施設として「やまぐち生物多様性センター」を設置し、地域の民間団体や事業者など多様な主

⁷² **山焼き**：秋吉台に春を呼ぶ早春の風物詩で、秋吉台カルスト台地の草原状態を維持するために実施しています。

⁷³ **天然記念物**：「文化財保護法」において「動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの」のうち、重要なものとされています。

体による「自然共生サイト」の登録促進が図られるよう、認定に向けた地域の取組を支援します。

(3) 希少野生動植物の保護

- 県内に生息・生育する希少野生動植物種のうち特に保護が必要な種については、学識経験者等で構成する「希少野生動植物保護対策検討委員会」の意見を聴きながら、「山口県希少野生動植物種保護条例」に基づく、「指定希少野生動植物種」を新たに指定し、捕獲・採取の禁止等の規制を行います。
- 指定希少野生動植物種の保護に当たっては、必要に応じて「指定希少野生動植物種保護員」を配置し、保護の重要性の啓発や生息・生育地の状況調査、巡視活動等を行うとともに、効果的な保護増殖事業を計画的に実施します。

(4) 外来種対策の推進

- 「外来生物法」により指定されている特定外来生物について、県内における生息・生育状況や生態系、農林水産業、生活環境等への影響の把握に努めます。
- 県民の外来種問題への関心を高め、適切な行動を促すため、「山口県外来種リスト」による普及啓発を行います。
- 購入したペット等の外来種の野外放出による在来種への影響等について普及啓発を行うなど、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の外来生物被害予防3原則を、県民に広く定着させます。
- アライグマやヌートリア、ブラックバス、アルゼンチンアリなど県内に定着し、生態系や農林水産業等に被害を及ぼしている外来種については、市町や県民、事業者等と広く連携・協働しながら効果的・効率的な防除に努めます。
- 2023(令和5)年4月に要緊急対処特定外来生物⁷⁴に指定されたヒアリ類について、侵入可能性が高い港湾において、国、市町、港湾管理者等と連携しながら「早期発見」に努めるとともに、疑いアリが発見された場合は「早期防除」に取り組みます。

⁷⁴ **要緊急対処特定外来生物**：特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものとして、政令で定める種をいいます。

(5) 気候変動対策の推進

- 気候変動による生物多様性への影響緩和に向け、「山口県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、NPO等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政が積極的に気候変動対策に取り組めます。

(6) 開発事業等における配慮

- 各種開発事業等の実施に当たっては、環境影響評価⁷⁵等を通じて、野生動植物の生息・生育環境の事前把握や、その保全に必要なかつ適切な配慮措置、野生動植物の生息・生育空間の創出など、地域の状況を踏まえた適正な環境配慮を推進します。

《農用地》

- ほ場整備事業などの基盤整備では、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワーク保全のため、その種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を地域住民の理解・参画を得ながら推進します。

《道路》

- 道路事業着手に当たっては、「環境チェックリスト」により環境に関する諸状況のチェックを行い、対策が必要となった場合は、適切な対策を講じた上で事業を実施します。
- 高規格道路などの大規模な道路改築事業については、設計段階から猛禽類等の希少動植物を現地調査し、影響を最小限とする適切なルートを選定や繁殖期を避ける施工時期などの検討を行います。
- 工事の施工に当たっては、野生動植物への影響を考慮し、沈砂池の設置など濁水発生の軽減に努めるとともに、低騒音型の機械の使用など騒音の低減を図ります。

《河川》

- 河川の整備に当たっては、「環境チェックリスト」により希少野生動植物、天然記念物等の生息・生育状況を確認し、野生動植物等に配慮し事業を実施します。
- 護岸の構造は、環境配慮ブロックを採用するなど野生動植物の多様な生息・生育環境に配慮した構造とします。

⁷⁵ 環境影響評価：開発行為等の実施に当たり、その環境に及ぼす影響の程度と範囲及びその防止策について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を地域住民等に公表し、意見を求め、環境に配慮した計画としていく手続きをいいます。

- 河床掘削等が必要な場合は、現在の河川の状況を確認の上、上下流の連続性を確保し、瀬や淵の復元に努め、魚類や水際の植生など野生動植物の生息・生育環境に配慮した計画とします。

《海岸》

- 海岸の整備は、生態系や景観等に配慮した工事を行うとともに、背後地の状況を踏まえ、高潮対策事業における階段式護岸や侵食対策事業における養浜など、親水空間や干潟の浄化機能等を付加した整備を行います。
- 整備の際は、漁業関係者や住民の理解と協力を得ながら、可能な限り野生動植物の生息・生育環境の保全・再生や海辺環境の保全に対応した施設配置計画を行います。

《港湾》

- 港湾の整備に当たっては、「環境チェックリスト」により環境に関する諸状況のチェックを行い、対策が必要となった場合は、適切な対策を講じるなど、環境に配慮した工事を実施します。

《都市》

- 生物多様性の確保に向けて、「都市計画区域マスタープラン⁷⁶」や「緑の基本計画」に基づき、緑地や水辺を適切に配置し、生態系ネットワーク⁷⁷の形成を図る必要があります。
具体的には、都市公園整備事業等により緑地の保全を図るとともに、自然的環境の創出に努めていきます。

(7) 身近な緑の保全・創出

- まちの緑のオープンスペースである都市公園の環境を整備するとともに、庁舎、学校等の公共施設や道路、河川、湖沼、海岸、港湾周辺の緑化の推進に努めます。
- 工場・事業場における緩衝緑地の整備、緑地協定等による休閑地や遊休地の緑化の推進、風致地区⁷⁸や緑地保全地区等の指定による良好な緑の保全を促進します。

⁷⁶ **都市計画区域マスタープラン**：都市計画法に基づいて、都市計画の基本方針を定めるものです。長期的な視点で都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにします。

⁷⁷ **生態系ネットワーク**：保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのことです。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能が発揮されることが期待されています。

⁷⁸ **風致地区**：「都市計画法」に基づき、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するた

(8) 水質（清流）の保全

- 様々な関係者の連携・協働のもと、森林等の保全と適正な管理、河川や海の保全活動等の促進により、水質の浄化や維持に努めます。
- 地域の実情に応じた効率的な生活排水処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化及び適正な維持管理の徹底等により生活排水対策を推進します。
- 廃棄物の適正処理の推進や不法投棄等の監視・指導に取り組み、河川や地下水の水質汚染の未然防止に努めます。

2 自然資源の持続可能な利用と地域の活性化

(1) 自然を活用した地域づくりの推進

- 榎野川流域においては、「やまぐちの豊かな流域づくり構想⁷⁹」に基づき、産学官民の連携・協働により、源流域の森林の整備や河川の清掃、山口湾の藻場・干潟の再生活動、カブトガニ⁸⁰のモニタリング調査など様々な特色ある地域づくりの取組を推進します。また、県内の他流域においても地域の実情に応じた取組を促進します。
- 自然公園をはじめ県内各地域において、ニホンアワサンゴ群生地⁸¹の保全・活用をはじめとする地域固有の自然資源を活用したエコツーリズムなどの魅力ある取組が実施され、生物多様性の保全等が地域の活性化につながるよう、県民や NPO 等民間団体、企業など多様な主体が連携・協働した持続可能な地域づくりの取組を支援します。
- 公益法人等の基金や企業の助成金などを活用して、NPO 等民間団体による生物多様性保全の取組が継続的に行われるよう支援します。
- 観光振興を通じた地域経済の持続的な発展に向け、三方が特色ある海に開かれ美しい里山が広がる本県の豊かな自然を最大限に活用し、山口ならではのアウトドアツーリズムの推進に向け取り組みます。

めに定められる区域のことです。

⁷⁹ **やまぐちの豊かな流域づくり構想**：流域に関わるすべての主体が協働、連携して進める流域づくりの取組で、森・里・川・海を育み、また、育まれながら、ふるさとの川でつながる循環共生型社会を目指す構想で、榎野川流域をモデルとしています。

⁸⁰ **カブトガニ**：「生きている化石」とよばれるほど、古くから生息が確認されている動物ですが、埋め立て等により、各地で激減しており、国や県において絶滅危惧種に指定されています。本県では秋穂地域等で自然繁殖が確認されています。

⁸¹ **エコツーリズム**：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたをいいます。

- 海域状況に応じた「Jブルークレジット⁸²活用指針」を策定することにより、温室効果ガスの吸収源及び産卵場・稚魚の育成の場として機能する藻場の回復・維持に向け、県内漁港への藻場保全活動の展開を支援します。
- 主伐・再造林による森林の若返りを図り、森林におけるCO₂吸収量の増加を促進させるため、森林所有者等による森林Jクレジット⁸³制度の活用に向けた取組を支援します。
- 地域の特色ある農林水産物を活用した魅力ある新商品の開発や商品力向上に向けた取組を支援し、地域の活性化を図ります。

(2) 野生鳥獣の保護・管理

- イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマについては、鳥獣の保護と農林水産業等との両立や人身被害を回避するため、「鳥獣保護管理事業計画」や「第二種特定鳥獣管理計画」、各市町が策定している被害防止計画に基づき、市町や猟友会等との連携による効果的な保護管理対策を推進します。
- 里地里山の誘因物の適切な管理などにより、人と鳥獣のすみ分けを図るとともに、ニホンジカなど増えすぎた鳥獣の捕獲対策を強化します。
- 野生鳥獣による農林業被害の軽減のため、地域ぐるみの被害防止対策を全県的に展開するとともに、新技術の開発・実証の推進やジビエ⁸⁴利活用の促進を図ります。
- 捕獲の担い手の確保・育成を図るため、狩猟免許取得の支援や捕獲技術研修の実施などに積極的に取り組みます。
- 野生鳥獣に関する感染症の早期発見・まん延防止を図るため、関係機関による連携した監視体制の強化を行うとともに、住民への情報提供や普及啓発を適切に実施します。

(3) 環境に配慮した農林水産業の促進

- 農業生産における肥料・農薬の適正使用の啓発や、良質堆肥の製造・利用拡大により家畜排せつ物の堆肥利用の促進に取り組みます。
- 化学肥料・化学農薬の使用量の低減に取り組むエコファーマー⁸⁵を育成するとともに、

⁸² **Jブルークレジット**：沿岸、海洋生態系に吸収されたCO₂を対象としたカーボンクレジット制度のことをいいます。

⁸³ **森林Jクレジット**：Jクレジットとして認証されたクレジットのうち、森林由来のクレジットのことをいいます。

⁸⁴ **ジビエ**：狩猟等で捕獲した野生鳥獣肉のことをフランス語でジビエ（gibier）といいます。

⁸⁵ **エコファーマー**：堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式を自分の農業経営に導入

環境保全型農業直接支払交付金⁸⁶制度を活用した、地域ぐるみ又は生産者グループの、より積極的な化学肥料・化学農薬を削減する取組の推進など、自然環境に配慮した農業の実践に努めます。

- 県産飼料の生産及び利用拡大により、国際情勢の影響を受けにくい県産飼料への転換を図るとともに、環境負荷軽減効果のある飼料の生産拡大にも取り組みます。
- 草刈りなどの農地の維持管理に係る負担軽減を図るため、耕作放棄地等に牛を放牧する「山口型放牧⁸⁷」に取り組みます。

(4) 豊かな森林づくりの推進

- 森林が有する水源かん養⁸⁸、大気浄化など多面的機能⁸⁹の維持や自然学習・体験の場としての活用を図るとともに、多様な生物の生息・生育の場として、森林の計画的な整備を進めます。
- 林業後継者の育成、NPO 等民間団体と協働して行う里山再生活動の推進、県産木材の需要拡大等も図りながら、森林の適正な維持・造成に取り組みます。
- 都市住民等によるボランティア活動を支援するなど、森林を社会全体で支える取組を促進します。

(5) 里山・里海の保全・再生

《里山》

- 人々の生活と密接に関わってきた里山を健全で美しく再生するため、都市と地域との交流・連携を促進するとともに、里山に関わる NPO 等民間団体との協働による森林ボランティア、竹林ボランティア等の支援や里山の新たな利活用を図りながら、県民参加の里山活動を推進します。

する計画を立て、知事から認定された農業者の愛称をいいます。

⁸⁶ **環境保全型農業直接支払交付金**：農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援するための国の交付金のことです。

⁸⁷ **山口型放牧**：転作田や耕作放棄地などに電気牧柵等を設置して牛を放牧する手法です。肉用牛経営の省力化や遊休地の解消による農地保全などのほか、耕作放棄地がきれいになることで、イノシシなどの獣害が減少することも確認されています。

⁸⁸ **水源かん養**：森林の持つ機能の一つで、森林土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化することにより、洪水の緩和や流量の安定に寄与します。

⁸⁹ **多面的機能**：水源涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全、快適な環境の形成、保健・文化・レクリエーション、木材生産等の、森林の持つ機能の総称です。

「里海」

- 藻場・干潟は、水質の浄化機能を有するとともに、魚介類の産卵・生育の場としても重要であることから、漁業者をはじめとした里海に関係する人々と協働しながら里海⁹⁰の保全・再生に努めます。
- 良好な海岸の保全に向けて、普及啓発や美化活動の推進に努めます。

3 多様な主体による理解促進と行動変容の実践

(1) 生物多様性の理解促進

- 生物多様性の重要性を県民と共有するため、環境関連イベントやウェブサイト、SNS、情報誌、リーフレットなど様々な機会や媒体を活用して情報を発信します。
- 希少野生動植物種の保護施策の普及を図るため、関心のある県民等を「希少野生動植物種保護支援員」として登録し、自然とのふれあい活動などの情報提供や研修等を実施します。
- 環境学習推進センターなど関係団体・機関と連携・協働して普及啓発を進め、県民の生物多様性への意識を高めるとともに、保全活動へ主体的に参加できるよう努めます。
- 環境学習推進センターなどで実施する環境学習⁹¹や、小・中・高等学校の環境教育において、生物多様性を保全することの重要性を啓発することにより、県民の生物多様性への理解が深まるよう努めます。
- 県民、企業、団体等の連携・協力の斡旋、必要な情報の提供や助言を行う拠点施設である「やまぐち生物多様性センター」において、地域における生物多様性の情報を収集し、事業者が発信することで、生物多様性に配慮した事業活動や社会貢献活動を推進します。

(2) 自然と人とのふれあいの確保

- きらら浜自然観察公園や秋吉台エコ・ミュージアム、つのしま自然館において、県民や青少年を対象とした自然解説指導や自然観察会、体験活動等を定期的で開催するなど、自然とのふれあいや体験ができる機会を提供します。

⁹⁰ 里海：人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のことです。

⁹¹ 環境学習：自然や環境を大切にすることを育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習のことです。

- 自然公園やビジターセンターでは、工夫を凝らした広報活動を展開するとともに、自然公園施設等の計画的な維持管理や企画事業、展示内容の充実等を図り、より多くの県民が快適に自然とふれあえる機会や場を提供します。



きらら浜自然観察公園

(3) 生活・消費活動における行動変容の実践

- 希少野生動植物の保護に熱意を有するボランティアとして登録されている希少野生動植物種保護支援員による希少野生動植物の生息・生育地の保全活動を実施します。
- 消費者が適切に商品・サービスを選択し、環境などに配慮した消費活動を行うよう、消費者団体や「やまぐちエシカル推進パートナー」等と連携し、エシカル消費の普及啓発に取り組みます。
- 県民が感じている生物多様性にも大きく関係する気候変動の影響などの「気づき」を収集・分析し、専門家等の知見を交えて分かりやすく情報発信します。
- 本県の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを目的に設立された「やまぐち自然共生ネットワーク」の活動支援を通じて、県民や自然保護団体等による自主的な自然保護活動を促進します。
- 愛鳥モデル校⁹²、緑の少年隊⁹³の活動支援等を通じて、小・中学生をはじめとする多くの県民の自然保護活動への参画を促進します。

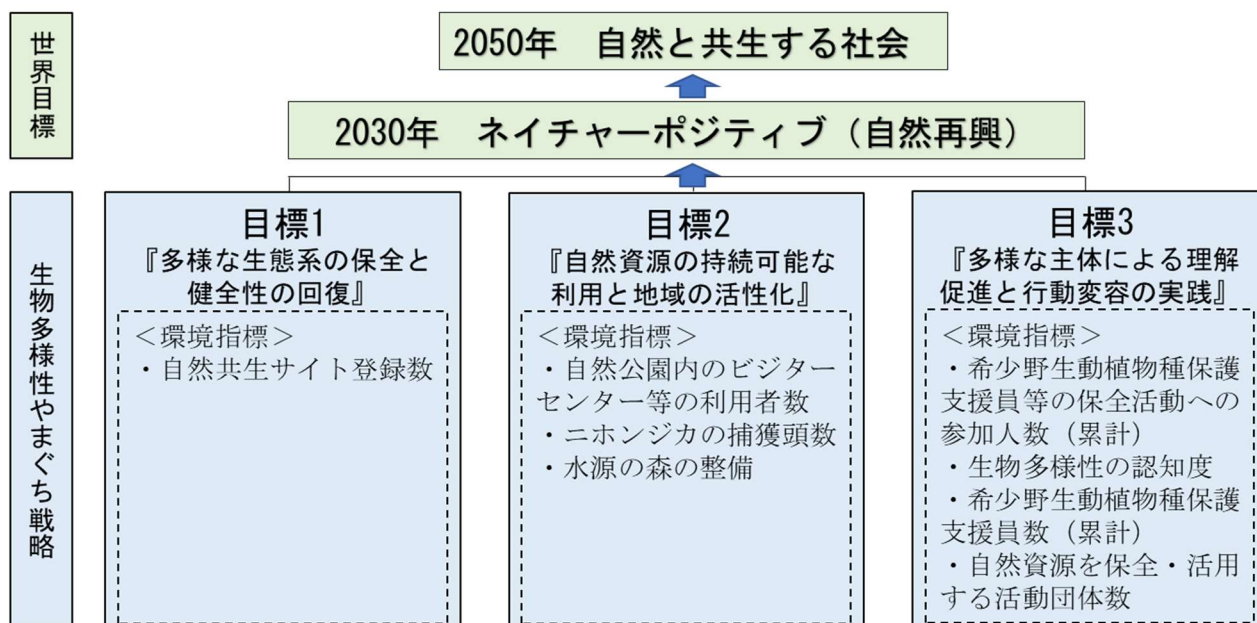
⁹² 愛鳥モデル校：児童・生徒が愛鳥活動を通じて自然のしくみへの理解を深めることを目的として、県が指定する小中学校です。

⁹³ 緑の少年隊：小・中学生を中心に、奉仕活動・学習活動・野外活動など自然とのふれあいを通じて自然についての理解を深め、自然を大切にす豊かな心が育まれる事を願って結成されています。

- 関係団体と連携し、自然資源を保全・活用する団体等が行う保全活動の情報発信や情報共有の支援を行うことで、県民の自然保護に関する主体的な行動を促進します。

<環境指標>

環境指標	現状値 [基準年度]	目標値 [目標年度]
「自然共生サイト」登録数	0 箇所 [2022(R4)]	7 箇所 [2030(R12)]
自然公園内のビジターセンター等の利用者数	56,819 人 [2022(R4)]	62,500 人 [2030(R12)]
ニホンジカの捕獲頭数	9,757 頭/年 [2022(R4)]	13,500 頭/年 [2030(R12)]
水源の森の整備	575 ha/年 [2022(R4)]	610 ha/年 [2030(R12)]
希少野生動植物種保護支援員等の保全活動への参加人数（累計）	923 人（累計） [H19-R4]	1,500 人（累計） [H19-R12]
生物多様性の認知度	58.4% [2022(R4)]	75.0%以上 [2030(R12)]
希少野生動植物種保護支援員数（累計）	1,271 人 [2022(R4)]	1,700 人 [2030(R12)]
自然資源を保全・活用する活動団体数	70 団体 [2022(R4)]	84 団体 [2030(R12)]



1. 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

(1) 生態系の多様性

森林、草原、河川、干潟、サンゴ礁など様々なタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること

(2) 種の多様性

いろいろな動物や植物、菌類、バクテリアが生息・生育していること

(3) 遺伝子の多様性

同じ種であっても個体や個体群の間で遺伝子レベルの違いがあること

2. 生物多様性の恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは、食料や水、木材、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることのできる恵みによって支えられていますが、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ4つに分類されています。

供給サービス	調整サービス	文化的サービス	基盤サービス
食料、水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源の提供など	水質浄化、気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減など	審美的価値、宗教的価値、レクリエーションの場の提供など	光合成による酸素の供給、栄養塩の循環、土壌形成など

3. 生物多様性の4つの危機

生物多様性の危機は、次の4つの危機に整理されています。

■ 第1の危機（開発など人間活動による危機）

- ・森林伐採、埋め立て、観賞用や商業的利用のための個体の乱獲・盗掘など人間が引き起こす負の要因による影響

■ 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

- ・里地里山の管理不足など、産業構造・資源利用の変化、人口減少・高齢化等により人間の働きかけが縮小撤退することによる影響
- ・鳥獣による農林業被害や生態系への影響の深刻化

■ 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

- ・外来種や化学物質など人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる影響

■ 第4の危機（地球環境の変化による危機）

- ・地球温暖化のほか、強い台風の増加や降水量の変化等の気候変動、海洋酸性化などの地球環境の変化による影響